

令和8年6月5日

内閣府特命担当大臣（こども政策）
黄川田 仁志 殿

東京都知事
小池 百合子

こども性暴力防止法の施行に向けた緊急要望

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、以下「法」という。）については、令和6年6月に成立し、令和8年12月25日に施行が予定されている。

法施行に当たっては、大小様々な規模の事業者が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を整備することが急務となっている。しかしながら、国が示したガイドラインの内容は非常に膨大なことから、事業者が必要な取組を理解することが困難である。

また、法に基づき防止措置を取る必要がある「不適切な行為」は個々の業種・業態によって異なるため、どのような行為が「不適切な行為」に該当するかは事業者ごとに判断するものとされており、事業者に大きな負担が生じている。

さらに、法に基づき従事者の特定性犯罪前科を確認することが求められるが、その確認に一定の期間を要するものとされており、確認期間が長引くと事業者の業務が停滞する等、事業運営に重大な影響が生じる恐れがある。確認には、現在国で構築中のシステムを利用することとされており、令和9年4月に採用される新規採用者や異動者など、児童等に接する業務の従事者の雇入れ、配置転換等を行う場合については、法施行後速やかな対応が必要になるが、システムを利用した手続が円滑に進まなければ雇入れ、配置転換等が行われるまでに犯罪事実確認を終えることができない。

加えて、施行時現職者については施行日から経過して3年間を経過する日までに犯罪事実確認を行わなければならないが、その時期は3年間で分散して行うこととされており、その間特定性犯罪前科のある者が従事し続けるおそれがある。

併せて、法で求められる措置を事業者が講じるためには、法律・福祉・心理・医療等、多様な専門家と連携する必要が生じるが、小規模事業者等はそういった専門家とのつながりを独自に確保することが困難である。

については、小規模事業者をはじめ様々な事業者が、法で求められる措置を確実に講じることができるよう、下記の事項について、国の責任で速やかに対応することを緊急に要望する。

記

- 1 事業者が必要な取組を理解し対応しやすいよう、業種・業態に応じた取組の一覧を含め、法施行に向けた事務処理をわかりやすく示したマニュアルを速やかに示すこと。
- 2 業種・業態に応じた「不適切な行為」の内容などを具体化した業種・業態別のマニュアルや、規程類の雛形を速やかに示すこと。
- 3 令和9年4月新規採用者や異動者など、法施行後に児童等に接する業務の従事者の雇入れ、配置転換等を行う場合について、国が構築するシステムを利用した犯罪事実確認の迅速化を図り、最短の処理期間で処理を行うことにより、雇入れ、配置転換等が行われるまでに確認を完了できるようにすること。
- 4 令和9年度以降に実施する施行時現職者の犯罪事実確認について、ガイドラインに示された分散方法によらず、事業者の対応可能な時期において早期の確認を可能とすること。
- 5 事業者が法律・福祉・心理・医療等、多様な専門家に協力を依頼できるスキームを構築すること。